令和６年度　第１回

川西市市営住宅入居申込案内書

募集期間　令和６年５月１３日（月）から令和６年５月２２日（水）まで

申込方法　申込書とはがき２枚を添付の封筒にいれて、郵送もしくは市営住宅管理センターへ持参してください。（郵送の場合５月２２日（水）付までの消印があり、５月２４日（金）到着分まで有効）

※封筒（申込書とはがき２枚が入っています）は案内書に挟んでいます

※申し込みは、１世帯につき１通に限ります。（２通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります）

問い合わせ先

川西市営住宅管理センター
〒666-0016　川西市中央町３番２号　川西北ビル５階
電話番号　０７２－７４０－１０９０

目　　次

	ページ
申し込みから入居まで ……	1
申込資格 ……	2～3
優先枠住宅について ……	4
申し込みに際し了承・注意していただくこと ……	5
入居申込案内書　語句の説明 ……	6
募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）位置図 ……	7
募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）一覧表 ……	8～9
募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）間取り図 ……	１０～１１
資料 ……	１２～２１

【資料１】　収入基準について

【資料２】　政令月収額の求め方（計算方法）

【資料３】　控除額一覧表

【資料４】　政令月収額の算出例

【資料５】　川西市市営住宅入居申込書（記入例）

【資料６】　はがき（記入例）

申し込みから入居まで

申し込み

令和６年５月１３日(月)から令和６年５月２２日(水)まで
申込書の提出は郵送もしくは市営住宅管理センターへの持参とします。
郵送の場合、令和６年５月２２日(水)付けまでの消印があり令和６年５月２４日(金)到着分までを有効とします。

抽　選

申込者が募集戸数を上回ったときは、公正な立会人の下で公開抽選のうえ仮当選者等を決定します。公開抽選の日時は下記の通りです。
なお、抽選番号は６月上旬に各申込者にはがきにてお伝えします。

◆公開抽選日時について
公開抽選日：令和６年６月２５日（火）
抽選会場　：市役所７階「大会議室」
団地ごとの抽選時間を設定しております。
※注意 … 入場は１世帯につき１人とさせていただきます

抽選時間	募集団地
９時３０分	優先枠住宅（申込住宅番号１・２・３番） 花屋敷団地Ａ棟　１ＤＫ、１ＬＤＫ、２ＤＫ
１０時００分	一般募集住宅（申込住宅番号４番から９番） 花屋敷団地Ａ棟　１ＤＫ、１ＬＤＫ、２ＤＫ

結果報告

抽選の結果（仮当選・補欠仮当選・落選）は令和６年７月５日(金)までにはがきにて通知します。**電話での問合せには対応はいたしません。**
抽選の結果は、令和６年６月２５日(火)の公開抽選終了後 HP にて公表いたします。また、公開抽選日から１週間程度、川西市営住宅管理センターおよび市役所住宅政策課（５階３番）に掲示します。

書類審査

仮当選された方は、入居される家族全員の収入証明書(令和６年度市県民税課税証明書等)、住民票の写し、その他必要書類を提出の上、資格審査を受けていただき入居の可否を決定します。これらの提出日・必要書類については、別途仮当選者に通知します。指定期日までに提出がない場合は失格となります。審査の結果は令和６年７月下旬に通知します。

入居説明会

入居者説明日：令和６年８月 20 日（火）
開 催 場 所：市役所７階「大会議室」
※説明会へは、指定日までに家賃と敷金（家賃の３ヵ月分）の納付、その他、入居に必要な書類の提出が完了した方のみ参加できます。

入　居

入居許可日・入居期間は、申込住宅番号により異なります。
※申込番号の番号は７ページにて確認して下さい。

申込住宅番号	入居許可日	入居期間
１・２・３番	令和６年　９月１日(日)	令和６年　９月１日(日)～令和６年　９月 14 日(土)
４・５・６番	令和６年 10 月１日(火)	令和６年 10 月１日(火)～令和６年 10 月 14 日(月)
７・８・９番	令和６年 11 月１日(金)	令和６年 11 月１日(金)～令和６年 11 月 14 日(木)

申込資格

市営住宅に応募される方は、次の(1)から(6)の要件（(2）は①か②のどちらか）をすべて満たしていることが必要です。

(1) 居住地域

市営住宅に入居申込時点で、市内在住又は市内在勤３年以上の方

・住民票や在職証明書等でその事実が確認できること

(2) 家族構成

①家族構成が夫婦または親子を主とする２人以上の世帯

※婚約者と申し込む場合は、市が指定する日までに入籍(内縁を含む)できる方

※内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫又は未届けの妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方

※パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合は、受領証でパートナーであることを確認できる方

②次のいずれかの条件に該当される単身世帯（単身可の記載がある住戸のみ）

ア　満６０歳以上の方（令和６年５月２２日時点）
イ　１級から４級の身体障害者手帳をお持ちの方
ウ　１級から３級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
エ　ＡからＢ２の療育手帳をお持ちの方
オ　ＤＶ（配偶者等からの暴力）被害者
カ　生活保護受給者
キ　その他（戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等）

※戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認できる方

※オに関しては配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者で以下のいずれかに該当する方を言います。

a　女性相談支援センターの一時保護または女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して５年未満の方

b　裁判所の保護命令の申立てをした方で、その命令が効力を生じた日から５年未満の方

※常に介護が必要な方で、かつ、住居においてこれを受けることができず、又は受けることが困難と認められた方は申し込みできません。
（判断が困難な場合は事前にその旨をお申出ください。当選後の資格審査において、場合によっては一定書類の提出や、面接等により調査を行うことがあります）

(3) 収入条件

入居に際しては募集住宅ごとに「政令月収額」の上限が異なります。
一般世帯の政令月収額は１５８，０００円以下となっておりますが、団地ごとの具体的な金額は１２ページ【資料１】に記載しておりますので、ご確認ください。

(4) 住宅困窮理由　　※下記いずれかの生活困窮理由にあてはまる世帯

ア　倉庫や事務所など住宅でない場所に居住している
イ　崩壊の危険がある住宅や衛生上環境の悪い住宅に居住している
ウ　他の世帯と同居していて生活上不便を受けている
エ　住宅がないため、親族と同居できない
オ　住宅の規模や設備、間取りが世帯構成にあっていない
カ　正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない
キ　通勤に著しく時間がかかっている
ク　収入に比べて著しく家賃が高い
ケ　その他、住宅に困窮していることが明らかと認められる

(5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと

(6) 入居許可日から１４日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

注意
※原則として、申し込み時点の世帯構成に限る
※結婚または離婚予定の方の申し込みは、令和６年６月２１日までに結婚または離婚が成立された公的書類（戸籍謄本など）が提出できる方に限る
※胎児は人数に含みません

申し込み出来ない方

（ａ）公的住宅（市営・県営住宅）にお住まいの方
※市営住宅の「期限付き住宅」にお住まいの方を除く

（ｂ）申込者ならびに同居者に居住の有無を問わず持家（共有持分も含む）がある場合
※令和６年６月２１日までに「不動産売買契約書」「登記事項証明書」等を提出できる方を除く

（ｃ）友人等の寄合世帯

（ｄ）兄弟、姉妹のみの世帯。但し、申し込み時点で過去５年以上にわたり同居されている場合は同一世帯とみなされますので申し込みが可能となります。
※５年以上の同居を証明するため事前に住民票の提出が必要となります

（ｅ）同居していない親族の方と世帯合体させての申し込みをされる方

（ｆ）所得の申告をされていない方（申込者、同居人とも申告義務者は全て）

（ｇ）市税（国民健康保険税および介護保険料を含む）を滞納されている方

（ｈ）婚姻していない未成年者の方

注意　**※申し込み後、上記に記載している事項が判明した場合は失格となります。**

優先枠住宅について

下記に該当する世帯の申込者のみが優先枠住宅に申し込むことができます。
優先枠住宅に申し込まれる方は、さらに『 一般募集住宅 』の中から任意でもう１戸（２戸目）申し込みできます。 その場合、先に行われる優先枠住宅の抽選にて仮当選されますと２戸目の抽選には参加できませんので、あらかじめご理解のうえお申し込みください。なお、お申込みの際には「世帯人数」にご注意願います。

(1)　高齢者世帯
申込者が６０歳以上で、かつ同居者のいずれもが満６０歳以上または満１８歳未満の方である世帯

(2)　中度以上の障がい者がいる世帯

手帳	程度
身体障害者手帳	１～４級
精神障害者保健福祉手帳	１～２級
療育手帳	ＡまたはＢ１判定
障害年金	１～２級

※戦傷病者手帳をお持ちの方や原子爆弾被爆者の方は別途お問合せください。

(3)　ひとり親世帯
２０歳未満の子を扶養している母と子若しくは父と子の世帯

(4)　生活保護者世帯
生活保護法第６条第１項に規定する被保護者世帯

注意　※入居申込用紙の提出時に「 **生活保護受給証明書** 」が必要となりますので、ご準備のうえ提出してください。

(5)　ＤＶ（配偶者からの暴力）被害者のいる世帯
以下のいずれかに該当する配偶者等からの暴力を受けた被害者のいる世帯
ア　女性相談支援センターの一時保護または女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における一時保護または保護が終了して５年未満の方
イ　裁判所の保護命令の申立てをした方で、その命令が効力を生じた日から５年未満の方
ウ　女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方または配偶者暴力対応機関等において「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申立受理確認書」による確認がされている方

(6)　被災者世帯
被災市街地復興特別措置法第５条第１項第１号及び同法第２１条に該当し、現に住宅に困窮している世帯
※上記の法律に該当する災害かどうかの判断がつかない場合はお問合せください。

(7)　引揚者世帯
海外からの引揚者で、本邦に引揚日から起算して５年未満の者がいる世帯

(8)　犯罪被害者世帯
犯罪被害者等基本法第２条第１項に規定する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯

申し込みに際し了承・注意していただくこと

下記は申し込みから入居後までについて記載しています。事前に内容を確認し、ご了承のうえお申込みください。

(1)　申し込みは、１世帯につき１通に限ります。
（２通以上の申し込みをされた場合は、すべての申込書が無効になります）

(2)　申し込み後の同居親族等の変更はできません。

(3)　申込用紙（川西市市営住宅入居申込書）の返却はいたしません。

(4)　抽選の後、仮当選者については、必要書類を提出していただき入居資格審査を行います。入居資格審査で、申込書内容が事実と異なるとき、もしくは当該内容が資格審査時まで継続されていないときは、失格となります。
なお、補欠仮当選になった方も同様です。

(5)　入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に部屋の下見をすることはできません。
川西市営住宅管理センターにて一部写真を公開します。

(6)　住戸内は破損の著しいものに限り修繕していますが、あくまでも以前に人が居住していた住宅ですので、新築住宅のような状態ではありません。

(7)　市営住宅では、住みよい団地生活をおくるために、共用部分等の清掃や草刈等、ご協力いただきます。

(8)　入居後は、家賃のほかに毎月、共益費（団地内共同施設の水道光熱費等）の負担が必要となります。

(9)　市営住宅では、**犬・猫・鳥等の動物の飼育はできません。**それらを飼っている方は、入居までに誰かに譲るなどする必要があります。

(10)　入居後は、毎年、前年の収入を申告していただきます。（毎年８月頃）

(11)　収入が一定額以上になった場合、最大、近隣の民間住宅家賃と同等の家賃になる場合があります。

(12)　入居される世帯以外の方を緊急連絡先として登録していただきます。

(13)　家賃、駐車場使用料は銀行の口座振替で納めていただきます。（毎月５日）

入居申込案内書　語句の説明

申込案内書の記載内容には「聞きなれないことば」が多いと思われます。
ここでは、それらのことばを抜出し、説明させていただきます。

語句	語句の意味	参考
年　　齢	**本紙記載の年齢は「令和６年５月２２日時点の満年齢」です。**	全文
優先枠住宅	一定の条件に該当されている方のみが応募できる住宅です。 （条件）高齢者世帯 、中度以上の障がい者がいる世帯 、ひとり親世帯 、生活保護者世帯 、ＤＶ(配偶者からの暴力)被害者のいる世帯 、被災者世帯 、引揚者世帯 、犯罪被害者世帯	Ｐ４ Ｐ８
政令月収額	下記の計算式で算出できます。 **（年間総所得金額 － 控除額） ÷ １２ ＝ 政令月収額** ◎ １８・１９ページの【資料４】の記入例を参考にして計算してください。	Ｐ１２
収入基準	**「政令月収額の上限金額」を団地ごとに定めたもの**です。 上限を超えている場合は応募できません。	Ｐ１２
裁量階層世帯	一定の条件に該当されている世帯をいいます。 ◎ 条件に該当される方は募集住宅応募時の「政令月収額の上限金額」が変わります。	Ｐ１２
年間総収入金額	給与または年金についての収入額の合計をいいます。 給与または年金を２か所以上から受けられている場合は、各々の収入を合算した金額を用いて所得金額を算出して下さい。	Ｐ１３ ～ Ｐ１５
年間総所得金額	給与所得、年金所得、事業所得等をそれぞれの収入金額の計算式にあてはめて金額を算出してください。 **年間総所得額 ＝ 給与所得 ＋ 年金所得 ＋ 事業所得等** ◎ １８・１９ページの【資料４】の記入例を参考にして計算してください。 ◎「申込書」の年間総所得金額欄に記入の際は上記で該当される所得（給与、年金、事業）を別々に記入してください。	

募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）位置図

間取り図は各団地の代表的なタイプを概略で示したものであり、募集する住宅とは現況が異なる場合があります。

募集住宅						最寄駅・バス停
団地名	募集区分	申込住宅番号	間取り	専用床面積	募集戸数	
花屋敷団地Ａ棟	優先枠住宅（※１）	1	1DK	31.39㎡	2戸	阪急川西能勢口駅より徒歩６分 ＪＲ川西池田駅より徒歩１２分
		2	1LDK	40.78㎡	7戸	
		3	2DK	50.10㎡	10戸	
	一般募集住宅	4	1DK	31.39㎡	2戸	
		5	1LDK	40.78㎡	5戸	
		6	2DK	50.10㎡	7戸	
		7	1DK	31.39㎡	1戸	
		8	1LDK	40.78㎡	6戸	
		9	2DK	50.10㎡	7戸	

（※１）優先枠住宅の申込資格は４ページ「優先枠住宅について」でご確認ください

募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）一覧表

「優先枠住宅」「一般募集住宅」とも、申込住宅番号の戸数分の抽選となります。（例：申込住宅番号２番　募集戸数７戸なので７回抽選）部屋・階を指定しての応募は出来ません。

【 入居時期 】
申込住宅により入居時期が異なります。そのため、優先枠住宅応募の方が２戸目（一般募集住宅）を申し込まれる場合は、入居時期が変わりますので確認のうえお申込みください。

◆優先枠住宅　優先枠に該当する申込者のみ申し込みができます。

申込住宅番号１・２番は単身応募可能です(応募資格有り２ページ「応募資格」)

申込住宅番号	世帯人数	間取り面積	令和６年度　月額家賃（注１）	募集戸数	階数別　募集戸数	入居時期
1	２人以下(単身可)	１ＤＫ ３１.３９㎡	①17,100円 ②19,800円 ③22,600円 ④25,500円 ⑤29,200円 ⑥33,700円	２戸	(３階) 1戸 (５階) 1戸	令和６年９月入居
2	２人以下(単身可)	１ＬＤＫ ４０.７８㎡	①22,300円 ②25,700円 ③29,400円 ④33,200円 ⑤38,000円 ⑥43,800円	７戸	(２階) 1戸 (３階) 1戸 (４階) 2戸 (５階) 2戸 (６階) 1戸	
3	２人以上	２ＤＫ ５０.１０㎡	①27,500円 ②31,700円 ③36,300円 ④40,900円 ⑤46,700円 ⑥53,900円	10戸	(１階) 5戸 (２階) 3戸 (４階) 2戸	

※家賃欄の①～⑥は下表の「家賃区分」を表しています

注意　優先枠住宅に申し込まれる方はさらに『一般募集住宅』からも１戸申し込むことができます。その場合は先に優先枠住宅の抽選を行います。優先枠住宅に仮当選されますと、一般募集住宅抽選には参加できません。ご理解の上、申し込みください。

◆一般募集住宅　申込住宅番号４・５・７・８番は単身応募可能です(応募資格有り２ページ「応募資格」)

申込住宅番号	世帯人数	間取り面積	令和６年度　月額家賃（注１）	募集戸数	階数別　募集戸数	入居時期
4	２人以下(単身可)	１ＤＫ ３１.３９㎡	①17,100円 ②19,800円 ③22,600円 ④25,500円 ⑤29,200円 ⑥33,700円	２戸	(６階) 1戸 (７階) 1戸	令和６年10月入居
5	２人以下(単身可)	１ＬＤＫ ４０.７８㎡	①22,300円 ②25,700円 ③29,400円 ④33,200円 ⑤38,000円 ⑥43,800円	５戸	(４階) 1戸 (５階) 1戸 (６階) 1戸 (７階) 1戸 (８階) 1戸	
6	２人以上	２ＤＫ ５０.１０㎡	①27,500円 ②31,700円 ③36,300円 ④40,900円 ⑤46,700円 ⑥53,900円	７戸	(２階) 1戸 (４階) 3戸 (６階) 2戸 (８階) 1戸	
7	２人以下(単身可)	１ＤＫ ３１.３９㎡	①17,100円 ②19,800円 ③22,600円 ④25,500円 ⑤29,200円 ⑥33,700円	１戸	(５階) 1戸	令和6年11月入居
8	２人以下(単身可)	１ＬＤＫ ４０.７８㎡	①22,300円 ②25,700円 ③29,400円 ④33,200円 ⑤38,000円 ⑥43,800円	６戸	(２階) 1戸 (３階) 1戸 (５階) 1戸 (６階) 1戸 (７階) 1戸 (８階) 1戸	
9	２人以上	２ＤＫ ５０.１０㎡	①27,500円 ②31,700円 ③36,300円 ④40,900円 ⑤46,700円 ⑥53,900円	７戸	(２階) 1戸 (４階) 3戸 (６階) 2戸 (８階) 1戸	

※家賃欄の①～⑥は下表の「家賃区分」を表しています

【 家賃区分 】

家賃区分	①	②	③	④	⑤	⑥
					裁量階層世帯（１２ページ参照）	
政令月収額	0円～104,000円	104,001円～123,000円	123,001円～139,000円	139,001円～158,000円	158,001円～186,000円	186,001円～214,000円

（注１）　家賃は毎年度見直されます。

【　団地情報　】

団　地　名	花屋敷団地　Ａ棟
建　設　年　度	令和３年（２０２１年）
構　造	鉄筋８階建
所　在　地	川西市花屋敷１丁目１２番３号
今回募集戸数	４７戸　（内訳）１ＤＫ　５戸 １ＬＤＫ　１８戸 ２ＤＫ　２４戸
部　屋　設　備	■ 風呂設備：有り ※将来までの性能を保障したものではありません 故障した際の修繕費用は入居者負担になります。 ■ 給湯設備：有り（３点給湯／キッチン、風呂、洗面）
エレベーター	有り／２機（各階に止まります）
小　学　校　区	桜が丘小学校
中　学　校　区	川西中学校
そ　の　他	■ 集会所：有り ■ 共益費：有り（令和６年度(２０２４年度) １,２００円／月） ※金額は変動する可能性があります ■ 清　掃：ゴミステーション清掃、棟内一斉清掃（２回／年） ※ゴミステーションの清掃には別途取決めがあります

【　駐車場情報　】

駐　車　場	有り：１２,０００円／月（令和６年度(２０２４年度)） ※金額は変動する可能性があります **注意**　空駐車場数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選になります。なお、場所の指定はできません。

【 地図 】

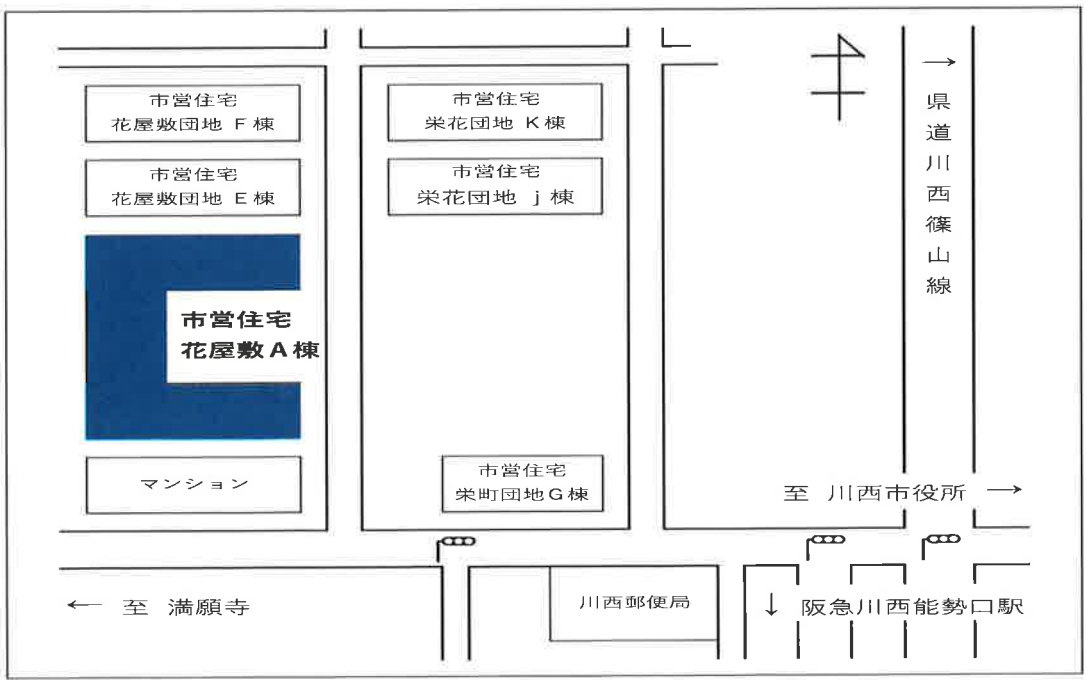

募集住宅（花屋敷団地Ａ棟）間取り図

【 申込住宅番号 】 １番（優先枠住宅）、４番・７番（一般募集住宅）

【１ＤＫ】 専有面積 31.39㎡

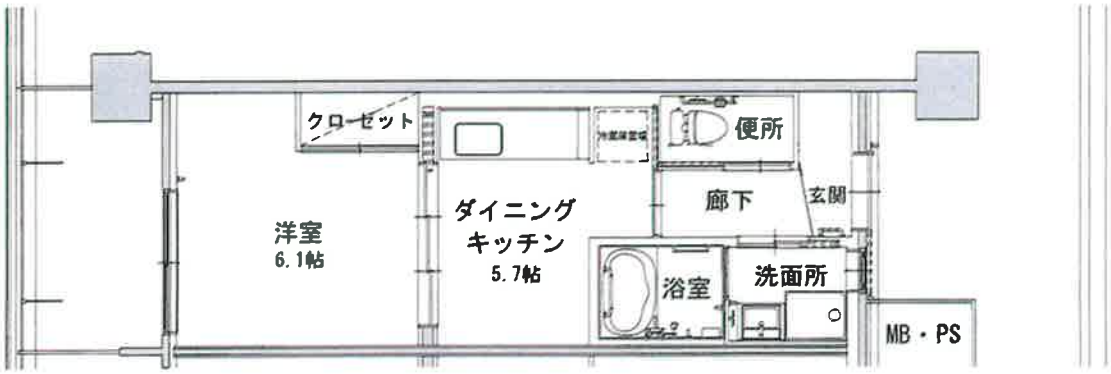

※詳細が異なる場合があります
※お部屋により反転タイプもございます

【 申込住宅番号 】 ２番（優先枠住宅）、５番・８番（一般募集住宅）

【１ＬＤＫ】 専有面積 40.78㎡

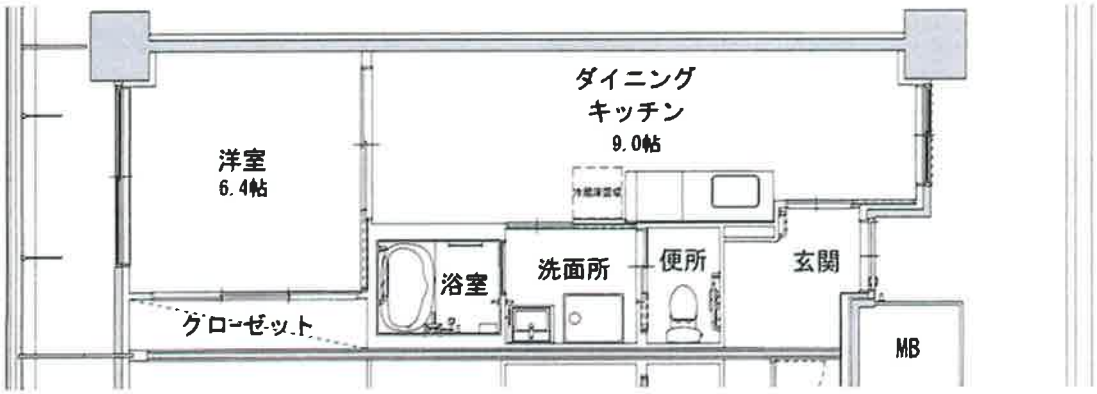

※詳細が異なる場合があります
※お部屋により反転タイプもございます

【 申込住宅番号 】 ３番（優先枠住宅）、６番・９番（一般募集住宅）

【２ＤＫ】　専有面積　50.10㎡

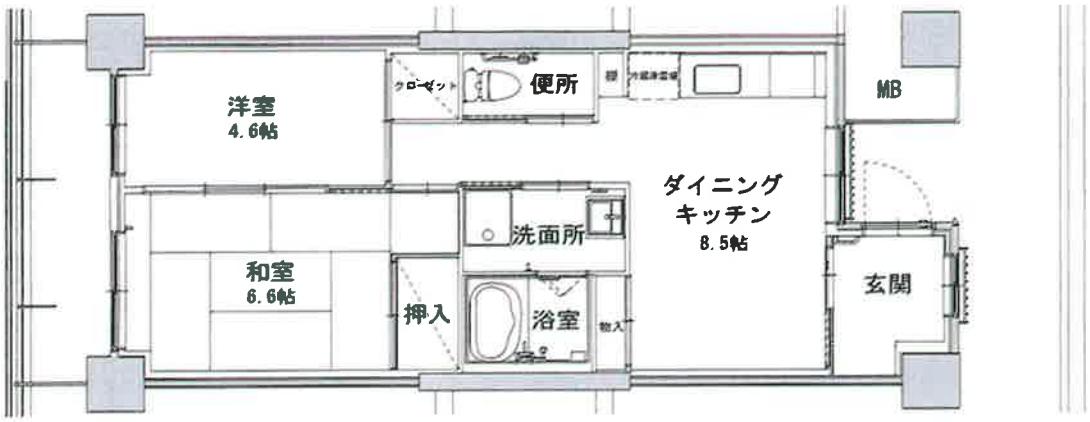

※詳細が異なる場合があります
※お部屋により反転タイプもございます

※ 花屋敷団地Ａ棟は３棟（ 西棟、南棟、北棟 ）からなっております。
応募に際して、全間取りとも「棟の指定」「階の指定」は出来ません。

【 資料１ 】

収入基準について

１．　入居収入基準

政令月収額が１５８,０００円以下の方が申し込みできます。
また、裁量階層世帯（下記の表に該当する世帯）の政令月収額は表に記載通りです。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">該当世帯</th><th rowspan="2">該当要件</th><th>政令月収額</th></tr>
<tr><th>花屋敷団地</th></tr>
<tr><td rowspan="9">裁量階層世帯</td><td>高齢者世帯</td><td>下記、①②の両方に該当する世帯
① 申込者が満６０歳以上
② 申込者を除く入居予定の方のいずれもが満６０歳以上又は満１８歳未満の方である世帯</td><td rowspan="9">214,000円
以下</td></tr>
<tr><td>障がい者世帯</td><td>入居する方の中に①～④に該当する方がいる世帯
<table><tr><th>手帳</th><th>程度</th></tr><tr><td>①身体障害者手帳</td><td>１～４級</td></tr><tr><td>②精神障害者保健福祉手帳</td><td>１～３級</td></tr><tr><td>③療育手帳</td><td>ＡまたはＢ１、Ｂ２判定</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>子育て世帯</td><td>中学校を卒業するまでの子がいる世帯</td></tr>
<tr><td>若年世帯</td><td>合計年齢が８０歳未満の夫婦世帯（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者。その他婚姻の予定者を含む）</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯</td><td>配偶者（内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に扶養親族である１８歳未満の子がいる世帯</td></tr>
<tr><td>戦傷病者世帯</td><td>入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の２の特別項症から第６項症まで又は、同法別表第1号表の３の第1款症の障がいのある方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>被爆者世帯</td><td>入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>引揚者世帯</td><td>入居する方の中に海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げ日から５年未満の方がいる世帯</td></tr>
<tr><td>ハンセン病療養所入所者等世帯</td><td>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方がいる世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の一般世帯</td><td></td><td>158,000円
以下</td></tr>
</table>

※年齢は令和６年５月２２日時点の満年齢です

【 資料２ 】

政令月収額の求め方（計算方法）

［計算の順序］
(1) 収入の種類別に所得金額を計算する
(2) 各自の総所得金額を計算する
(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する
(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き１２で割って政令月収額を計算する

１．種類別所得金額の計算

（１）給与所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間給与所得金額を計算します。
２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

仕事を始めた時期	計算の仕方
現在の勤務先に令和５年１月１日以前から引き続き勤務している方	令和５年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
現在の勤務先に令和５年１月２日以後に就職し、現在までに１年以上勤務している方	勤務した翌月から１２か月分の総収入額
現在の勤務先に就職してから、まだ１年にならない方	勤務翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入額}-\text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}}\times 12+\text{賞与}$

円

◆年間給与所得金額の計算

年間総収入(支払)金額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000 円以上～ 1,619,000 円未満		支払金額－550,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上～ 1,620,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,069,000」円
1,620,000 円以上～ 1,622,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,070,000」円
1,622,000 円以上～ 1,624,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,072,000」円
1,624,000 円以上～ 1,628,000 円未満		給与所得金額 ＝「1,074,000」円
1,628,000 円以上～1,800,000 円未満	次のとおり端数整理します (ア)支払金額÷4,000 で算出した答の小数点以下を切り捨てる (イ)上の（ア）で算出した数値に 4,000 を掛ける (ウ)次に（イ）で算出した金額を右の算出式に当てはめる	左の通り端数整理した支払金額 ×0.6＋100,000 円＝給与所得金額
1,800,000 円以上～3,600,000 円未満		左の通り端数整理した支払金額 ×0.7－80,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上～6,600,000 円未満		左の通り端数整理した支払金額 ×0.8－440,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下		支払金額×0.9－1,100,000 円＝給与所得金額

円

（2）年金所得の場合

年間総収入額を計算してから、年間年金所得金額を計算します。
２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

年金の受給期間	計算の仕方
① 引き続き１年以上年金を支給されている方	令和５年分の源泉徴収票の支払金額欄の金額
② 年金を受給されてから１年に満たない方	年金証書の支払い年金額

円

◆年間年金所得金額の計算

	収　入　金　額	年金所得金額の算出式
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額－1,100,000 円＝年金所得金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額
65 歳未満の方	600,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額－600,000 円＝年金所得金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75－275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85－685,000 円＝年金所得金額

円

（3）事業による所得の場合

下表により年間所得金額を計算します。

２人以上の所得者がいる場合は、それぞれ計算し、合算してください。

◆年間総収入額の計算

事業を始めた時期	計算の仕方
① 令和５年１月１日以前から引き続き同じ事業をしている方	令和５年分の年間所得金額 （令和５年分の所得税確定申告書控えの所得金額）
② 令和５年１月２日以後に現在の事業を始めて１年以上勤務している方	事業を始めた翌月から１２か月の所得金額 計算式：１２か月の合計収入金額 － 必要経費
③ 現在の事業を始めてから、まだ１年にならない方	事業を始めた翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに計算した推定金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総所得金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12$

円

2．各自の総所得金額を計算（入居者全員分を計上）

総所得金額 ＝ 給与所得 ＋ 年金所得 ＋ 事業所得等

（各自の総所得金額を計算してください）

3．収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	＋	家族の総所得金額	＝	世帯の総所得金額

4．世帯の総所得金額から控除額を差し引き、１２で割って政令月収額を計算

※控除対象の詳細説明については１６・１７ページ【資料３】に記載しておりますので、ご確認のうえ控除額を入力してください。

控除対象	控除額
1. 同居親族	３８万円× 人 円
2. 同居しない扶養親族	３８万円× 人 円
3. 老人扶養親族	１０万円× 人 円
4. 特定扶養親族	２５万円× 人 円
5－① 特別障がい者	４０万円× 人 円
5－② 障がい者	２７万円× 人 円
6. 寡婦	２７万円× 人 円
7. ひとり親	３５万円× 人 円
8. 給与所得者	１０万円× 人 円
9. 公的年金等所得者	１０万円× 人 円
控除額の合計	円

世帯の総所得金額	－	控除総合計金額	÷１２＝	政令月収額

【 資料３ 】

控除額一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">控除対象</th><th>範囲</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td colspan="2">1. 同居親族</td><td>申込住宅に同居する申し込み本人以外の方</td><td>３８万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. 同居しない扶養親族</td><td>申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方</td><td>３８万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3. 老人扶養親族</td><td>扶養親族及び控除対象配偶者のうち７０歳以上の方</td><td>１０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">4. 特定扶養親族</td><td>１６歳以上２３歳未満の扶養親族</td><td>２５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5.
障がい者</td><td>①特　別
障がい者</td><td rowspan="2">次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方。
(申込者又は上記１・２の対象者)

(1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（これに該当する人は特別障害者になります）
(2) 療育手帳をお持ちの方
（このうち重度(A 判定)の方は特別障害者になります）
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
（このうち１級の方は特別障害者になります）
(4) 身体障害者手帳をお持ちの方
（このうち１級、２級の方は特別障害者になります）
(5) 満 65 歳以上の人で、その障害の程度が(1)、(2)又は(4)に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている方
(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている方
（このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第３項症までの方は、特別障害者となります）
(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
（これに該当する人は特別障害者になります）
(8) その年の１２月３１日の現況で引続き６ヶ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする方
（これに該当する人は特別障害者になります）</td><td>４０万円

②「障がい者」との重複控除はできません</td></tr>
<tr><td>②障がい者</td><td>２７万円
①「特別障がい者」との重複控除はできません</td></tr>
</table>

控除対象	範囲	控除額
6. 寡　　婦	寡婦とは、原則としてその年の１２月３１日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が５００万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が５００万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。 （注）夫とは民法上の婚姻関係にある者をいいます	２７万円
7．ひとり親	ひとり親とは、原則としてその年の１２月３１日の現況で、婚姻をしていないことまたは、配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件のすべてに当てはまる人です。 ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと ② 生計を一にする子がいること この場合の子は、その年分の総所得金額等が４８万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 ③ 合計所得金額が５００万円以下であること	３５万円
8．給与所得者 9．公的年金等所得者	申込者本人または同居親族で過去１年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が１０万円未満である場合には、その金額）	１０万円 1～7 と重複して控除できます

※２～７の控除は、所得税法上認定されている方に限ります
※年齢は令和６年５月２２日現在の満年齢です
※控除額は該当者１人についての額です
※８、９の控除は、収入種別や収入金額により異なります

【例１】　給与収入のみの方の『 給与所得者控除額 』
「給与収入」１６０万円の方の「所得金額」は１０５万円 「控除額」は１０万円
【例２】　年齢が６６歳の方で、年金収入のみの方の『 公的年金等所得者控除額 』
「年金収入」１１５万円の方の「所得金額」は５万円 「控除額」は５万円
【例３】　年齢が６６歳の方で、給与収入と年金収入どちらも有る方の控除額
給与所得者または公的年金等所得者控除は、所得が１０万円以上の方については１０万円。１０万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
【例４】　入居者のうち複数の方が「給与収入」や「年金収入」が有る場合、個々に控除を受けることができます。【例１】【例２】【例３】に照らして控除金額を算出してください

政令月収額の算出例

【 年金収入の方の例 】

本人６８歳、妻６３歳の２人世帯の場合

① 令和５年分の「源泉徴収票」などで年金収入額を確認

② 年金収入額から所得金額を掲載

例	年金収入額
本人(６８歳)	2,250,000円
妻 （６３歳）	790,000円

右の表にあてはめて計算

例	年金所得額
本人(６８歳)	1,150,000円
妻 （６３歳）	190,000円
計	1,340,000円

	収入金額	算出式
65歳以上	1,100,000円以下	0円とする
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円
65歳未満	600,000円以下	0円とする
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額×0.85－685,000円

③ 控除額を計算

控除対象	控除額			
１．同居親族	38万円	×	１人	380,000円
２．同居しない扶養家族	38万円	×	人	円
３．老人扶養親族	10万円	×	人	円
４．特定扶養親族	25万円	×	人	円
５－① 特別障がい者	40万円	×	人	円
５－② 障がい者	27万円	×	人	円
６．寡婦	27万円	×	人	円
７．ひとり親	35万円	×	人	円
８．給与所得者	10万円	×	人	円
９．公的年金等所得者	10万円	×	２人	200,000円
控除額の合計				580,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算

政令月収額：６３,３３３円

【 年間所得金額の合計 － 控除額の合計 】÷１２＝政令月収額

【 １,３４０,０００円 － ５８０,０００円 】÷１２＝６３,３３３円（小数点以下切捨）

【給料所得の方の例】

本人４３歳、妻４０歳、子供１７歳、１３歳の４人家族で現在の勤務先に
令和５年５月１日に就職した場合

① 就職した翌月から1年分の総給料、賞与については給料明細等を用いて計算する

② 給料収入額から所得金額を計算

例	給料収入額
本人(４３歳)	3,000,000円
妻（４０歳）	500,000円

右の表に当てはめて計算

例	給料所得額
本人(４３歳)	2,020,000円
妻（４０歳）	0円
計	2,020,000円

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式
551,000円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000円以上～1,619,000円未満		支払金額－550,000円＝給与所得金額
1,619,000円以上～1,620,000円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000円以上～1,622,000円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000円以上～1,624,000円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000円以上～1,628,000円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	次の通り端数整理します。 ア）支払金額÷4,000で算出した答の小数点以下を切り捨てる イ）上のア）で算出した数値に4,000を掛ける ウ）次にイ）で算出した金額を右の算出式に当てはめる	左の通り端数整理した支払金額 × 0.6 ＋ 100,000円 ＝ 給与所得金額
1,800,000円以上～3,600,000円未満		左の通り端数整理した支払金額 × 0.7 － 80,000円 ＝ 給与所得金額
3,600,000円以上～6,600,000円未満		左の通り端数整理した支払金額 × 0.8 － 440,000円 ＝ 給与所得金額
6,600,000円以上～8,500,000円以下		支払金額×0.9－1,100,000円＝給与所得金額

③ 控除額を計算

控除対象	控除額		
1．同居親族	38万円 ×	３人	1,140,000円
2．同居しない扶養家族	38万円 ×	人	円
3．老人扶養親族	10万円 ×	人	円
4．特定扶養親族	25万円 ×	１人	250,000円
5－① 特別障がい者	40万円 ×	人	円
5－② 障がい者	27万円 ×	人	円
6．寡婦	27万円 ×	人	円
7．ひとり親	35万円 ×	人	円
8．給与所得者	10万円 ×	１人	100,000円
9．公的年金等所得者	10万円 ×	人	円
控除額の合計			1,490,000円

④ 世帯月収額より世帯政令月収額を計算

政令月収額：４４,１６６円

【年間所得金額の合計 － 控除額の合計】 ÷ １２ ＝ 政令月収額

【２,０２０,０００円 － １,４９０,０００円】÷１２＝４４,１６６円（小数点以下切捨）

【 資料５ 】

令和6年度第1回　　川西市市営住宅入居申込書（記入例）

川西市長　宛

令和　　年　　月　　日

私は川西市市営住宅の入居申し込みをします。なお、入居申し込みの資格審査のために住民票・所得・市税等納付状況等の調査を行うことを承諾するとともに、この申込書の記載内容が事実と相違するときは申し込みを無効とされても異議ありません。

申込案内書の７～１１ページを参考に、申込区分にあう応募住宅を１つ記入してください。

申込住宅が「優先枠住宅番号１～３番」の方は４～９番 から、もう１戸申し込むことができます。（任意）

申込者					
フリガナ	カワニシ　イチロウ			申込住宅	1
氏　名	川　西　一　郎				
現住所	電話番号（固定）	０７２－７４０－１０９０	電話番号（携帯）	０９０－７４００－１０９０	申込住宅１～３番の方は４～９番からも１戸申し込みができます(計２戸)
	（〒６６６－００１６）　川西市中央				
勤務先名称	○○東海林株式会社		電話番号	０７２－７４０－１０９０	２つ目 申込住宅 7
勤務先所在地	（〒　　－　　）　同　上				

応募資格審査に関係しますので、必ず内容確認のうえ該当項目全てに○を付けてください。

申込世帯区分	高齢者	障がい者がいる	手帳名 / 程度	生活保護者	子育て	ひとり親	若年	DV被害者がいる	被災者	犯罪被害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病療養所入所者など
	○		級											

下記の世帯項目で該当するもの全てに○を付けてください。　※参考資料／「川西市市営住宅入居申込案内書」の４ページ、１２ページ

（備考）１．『障がい者がいる』に○をつけられた方は「手帳名」「程度（級）」も必ず記入してください

２．『生活保護者』に○をつけられた方は、「入居申込書」提出時に「生活保護受給証明書」も提出してください

入居される方、全員記入してください。なお、申込後の変更（同居人変更・追加）は認められません。

入居しようとする者 フリガナ／氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	職業	持家	所得の種類（○をつけてください）	年間総収入金額	年間総所得金額（給与＋年金＋事業）	この欄には記載しないでください
カワニシ　イチロウ / 川西　一郎	本人	昭・平・令 ２５年　１月　１日	74	男	有・無	有・無	給与	1,600,000 円	1,050,000 円	
							年金	1,000,000 円	0 円	
							事業	円	円	
カワニシ　ハナコ / 川西　花子		昭・平・令 ２６年　１月　１日	73	女	有・無	有・無	給与	円	円	
							年金	1,150,000 円	50,000 円	
							事業	円	円	
		昭・平・令 年　月　日			有・無	有・無	給与	円	円	
		昭・平・令 年　月　日			有・無	有・無	給与	円	円	
		昭・平・令 年　月　日			有・無	有・無	給与	円	円	
							年金	円	円	
							事業	円	円	

【記入上の注意点】
所得の種類は「給与」「年金」「事業」に別々に記入してください。
まとめて記入されますと所得金額、控除金額が変わりますので必ず分けてください。
※年間総所得金額の算出方法は、申込案内書１３～１９ページを参考にしてください。

該当する項目を必ず１つ以上「○」してください。※複数回答可

入居しない扶養親族	有・無	氏名	続柄	年齢	合計	3,750,000 円	1,100,000 円

住宅困窮理由（該当するものに○してください）	住宅以外の場所に居住	・崩壊の危険がある住宅 ・衛生環境が悪い住宅 ※具体的に書いて下さい	他の世帯と同居 ※同居者との関係記入	住宅間取 面積間取	退き要求（退期限） 年　月	家賃が高い ※現状家賃記入 円	その他 下記に内容を書いてください

生活保護世帯の方は、ご自身が負担されている金額を記入願います。

駐車場の申込 必ずどちらかに○をしてください	申込む　・　申込まない

※空き駐車場数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選になります。なお、場所の指定はできません

※下記の点線枠内 [　　] は記入しないでください。

控除額	同居親族（本人を除く）1人：38万	同居しない扶養親族 1人：38万	老人扶養 1人：10万	特定扶養親族 1人：25万	特別障がい者 1人：40万	普通障がい者 1人：27万	寡婦 1人：27万	ひとり親 1人：35万	給与所得者 1人：10万（所得が10万未満の方はその金額）	年金所得者 1人：10万（所得が10万未満の方はその金額）	控除額の合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	万円
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	

政令月収額の算出	年間総所得金額の合計　　控除額の合計　　政令月収額	抽選番号	
	（　　円 －　　円）÷ １２か月 ＝　　円		

※ ご提出いただきました「川西市市営住宅入居申込書」の返却は行いませんので、予めご了承願います。

はがき（記入例）

●下のはがきは、あなた様宛に送りますので住所は正確に記入してください

●はがきは２枚あります（抽選番号通知用、抽選結果通知用）

はがき２枚とも６３円切手を貼ってください

郵　便　は　が　き

63円
切手を必ず貼って下さい

6	6	6	0	0	1	6

記入箇所は３ヶ所あります。
（ 郵便番号 ・ 住所 ・ 名前 ）

川西市中央町３－２川西北ビル

（申込者氏名）　川　西　一　郎

《返送先》

川西市営住宅管理センター

申込に必要なもの

１．川西市市営住宅入居申込書
２．はがき２枚（抽選番号通知用と抽選結果通知用）

※すべての必要書類が揃っていないと申請は無効となります。
※案内書に挟んである封筒にて入居申込書とはがき２枚を郵送してください。
※申し込み時点では住民票や課税証明書等証明書類は必要ありません。

住　　所	川西市中央町３－２　川西北ビル５階
電話番号	（０７２）７４０－１０９０
営業時間	月曜～ 金曜　9:００～１９:００（年末年始・祝日除く）
注　　意	**当センター入居ビル（川西北ビル）には駐車場・駐輪場はございませんので、市役所駐車場・駐輪場をご利用願います**